



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1027 県税に関する申告等の期限の延長

(税務課)..... 1

告 示

和歌山県告示第1027号

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者（県民税の利子割については、利子等の支払の事務を行う営業所等を有する特別徴収義務者をいう。）に係るもので、その期限が平成23年9月2日以降に到来するものについては、県民税の配当割及び株式等譲渡所得割並びにゴルフ場利用税に係るもの並びに証紙徴収の方法による納付並びに条例第49条第2項ただし書及び第3項の規定による自動車取得税、条例第63条の2第4項後段の規定による自動車税並びに条例第137条第2項の規定による狩猟税の納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成23年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町及び東牟婁郡古座川町